

ア

平成25年7月
2013
No. 490

広報 いで



地域ぐるみで育む

子どもたちの安心と安全をサポートしようと井手地区子ども見守り隊が、啓発イベントで地域の連携を呼びかけました。府警音楽隊や平安騎馬隊も訪れ、子どもたちも演奏や体験騎乗を楽しみました。(P02)

目次

カジカガエル、玉川に放流	P02
風しん予防接種、助成します	P03
熱中症にご注意	P04
住基ネット、運用開始	P07
固定資産税減額制度	P08
子育て支援カレンダー	P10

いでのまちかど



災害危険箇所を総点検 関係機関と防災パトロール

井手町は6月6日(木)、京都府や関係機関と合同で防災パトロールを行い、豪雨などによって災害発生のおそれがある危険箇所の現状や、今後の防災対策、緊急時の対応方法などを確認しました。

パトロールには、汐見明男町長と町消防団をはじめ、府山城広域振興局、府山城北土木事務所、田辺警察署、京田辺市消防署井手分署など、関係機関の担当者約30人が参加しました。

豪雨時に土砂流出が懸念さ



参加者にあいさつする
汐見町長

れる急傾斜地をはじめ、天井川の護岸の確認、土砂崩れが発生した道路の復旧現場などを視察し、今後の対策や緊急時の対応方法などについて協議したほか、監視カメラと水位計、雨量計が設置された大正池の重力式コンクリートダムも視察しました。

パトロール終了時のあいさつで汐見町長は、これまでの関係機関の災害対策の取り組みに感謝を述べるとともに、今後の防災面での協力と呼びかけました。



災害危険箇所などを確認する参加者

今年も玉川に放流 カジカガエル保護友の会

玉川のカジカガエル復元に取り組むカジカガエル保護友の会(小川俊雄会長)が6月6日(木)、今年も南丹市から借り受けたカジカガエ



玉川に放流されたカジカガエル

ルを玉川に放流しました。友の会は平成11年に結成され、長年にわたってカジカガエルの養殖や放流活動に取り組んでこられました。

平成23年4月には、玉川上流域でのカジカガエルの生存が確認されています。

玉川は「平成の名水百選」にも選ばれるなど、近年、水質も向上しており、友の会の皆さんも復元事業の推進に、ますます意欲を見せています。



カジカガエルを放流する友の会の皆さん

平安騎馬隊、音楽隊がやってきた

井手地区子ども見守り隊 安心と安全の学校教育をサポート

井手小学校で6月7日(金)、井手地区子ども見守り隊(小川俊雄隊長)の啓発イベントが行われ、関係者をはじめ府警音楽隊・カラーガード隊、平安騎馬隊が、地域住民に日頃の活動への理解と協力を呼びかけました。

地域の子どもの安心と安全をサポートするために地域社会に向けて連携を呼びかけようと呼びかけられた取り組み。

小川隊長は、子どもたちに「事故もなく勉強しているご褒美として音楽隊や騎馬隊に来てもらいました。先生や警察官の言うことをよく聞いて、自転車のマナーやルールもしっかり守ってください」と呼びかけるとともに、保護者や地域住民には「地域の我々が子どもを育てていくという気持ちで取り組んでいます。これからも協力をお願いします」と述べられました。



音楽隊の演奏に合わせて歌を歌う子どもたち



子どもたちに紹介される見守り隊の皆さん

体育館では、このあと府警音楽隊の演奏とカラーガード隊の演技が披露されたほか、グラウンドではパトカーの展示試乗や平安騎馬隊の馬への体験騎乗などが行われました。

**犯罪・非行のない地域社会を
社会を明るくする運動**



法務大臣のメッセージを手渡す推進委員会の皆さん

この運動は、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的に、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解を深めようという取り組みです。推進委員会では、強調月間に合わせて街頭啓発などに取り組みます。

**操法大会優勝を目指す
消防団が夜間訓練**

7月28日(日)に宇治田原町で行われる第22回消防協会綴喜支部消防操法大会に向けて、井手町消防団(綱田貞二団長)が、夜間の操法訓練に励んでいます。

大会では、小型ポンプ操法の部に第1分団第3部、第2分団第2部が出場する予定です。訓練は、6月1日から毎週月・水・金曜日の午後8時から約2時間行われており、出場選手が消防指導員から操



操法訓練に励む団員の皆さん

法の手順やアドバイスを受けながら、優勝を目指して汗を流しています。出場選手は次の皆さん。(敬称略)

- 第1分団第3部II指揮者・橋田隆徳、1番員・畑仁気、2番員・中田幸平、3番員・横田雄大、補助員・南崎照寿
- 第2分団第2部II指揮者・岩城輝和、1番員・村田雄哉、2番員・津島浩一、3番員・窪田昇治、補助員・村田和幸



第63回「社会を明るくする運動」の強調月間(7月)の前に、井手地区推進委員会の平間百彦さん、仁木鐵哉さん、岩田喜美子さんが6月20日(木)、役場を訪れ、運動への理解と協力を求める法務大臣からのメッセージを、汐見町長に手渡されました。

風しん予防接種の費用を助成します

現在、風しんの全国的な流行が続いています。

妊娠している女性が風しんにかかると、赤ちゃんが目、耳、心臓などに障がいを持って生まれてくる「先天性風しん症候群」が現れる可能性があります。

本町は、流行を防止し、安心して妊娠・出産ができるよう風しん予防接種費用の全額を助成します。

1 対象者 接種時に井手町に住民票がある19歳以上の方で、次に該当する方

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠している女性の配偶者

※妊娠している女性の接種はできません。また、接種前1ヶ月及び接種後2カ月の間は避妊が必要です。

※次の方は接種する必要がないので対象外です。

▽風しん又は麻しん風しん混合予防接種を2回以上接種している方▽風しんにかかったことのある方

- 2 接種場所** 各医療機関
- 3 助成割合** 接種費用の全額(1人1回のみ)

風しんワクチン、麻しん風しん混合ワクチンのどちらも

対象です。

(本助成は、京都府の緊急助成事業を活用して行うことから、町民税課税世帯の方には原則として自己負担額が発生しますが、自己負担額は本町が安心・安全対策の施策として助成しますので、対象者の方の自己負担はありません。)

- 4 接種対象期間** 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 5 受付期間** 平成25年7月1日～平成26年3月31日

6 助成方法 医療機関で全額支払いの後、保健センター窓口で申請してください。(償還払い)

7 必要な物

- (1) 医療機関の領収書の原本
- (2) 接種したことが証明できるもの(接種済証、予診票控え等)
- (3) 妊娠している女性の配偶者については母子手帳の写し(子の保護者欄部分)
- (4) 印鑑
- (5) 通帳等(振込先の分かるもの)

※井手町ホームページ「新着情報」にも詳しい内容を記載しております。

※お問い合わせは、保健センター(Tel 82・3385)まで

熱中症を防ぐために

取り組んでいただきたい4つのこと

熱中症の発生は7～8月がピークになります。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

その1 熱中症とはどういったものかを知る！

・高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起ります。

・気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が悪く

民生委員さん・児童委員さんの活動を存じですか？

井手町には地域ごとに22名の民生委員さんと、2名の主任児童委員さんがおられます。

民生委員さんは、住民の立場から相談や助言、見守り等、様々な活動をされています。

児童委員さんは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもや子育て家庭への相談・支援をされています。

また民生委員・児童委員さ

ない、暑さに体がまだ慣れないなどの個人の体調による影響とが重なることにより、熱中症の発生が高まります。

・屋外で活動しているときだけでなく、室内で特に何もしていなくても熱中症を発症し、救急搬送されたり、死亡する事例が報告されています。

その2 熱中症の予防法には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切！

んは、行政や社会福祉協議会等の、福祉の業務に協力する役割もはたしており、社会奉仕の精神の下に、一生懸命活動をされておられます。

今夏の省エネ・節電対策の一環として、昨年に引き続き過度の節電等による高齢者等電力弱者の熱中症を防ぐために、日頃地域の見守りをされている民生委員さんや地域福祉推進員さんに協力をお願いして、7月1日現在で満70歳以上の高齢者がおられるお宅に訪問して、熱中症予防のチラシと暑さ対策グッズを配布していただきます。

①こまめな水分・塩分の補給
・特に高齢者、障がいのある方の場合、のどの渇きを感じなくても、こまめな水分補給をしましょう。

②熱中症になりにくい室内環境
・扇風機やエアコンを使った温度調節

・室温が上がりにくい環境の確保（こまめな換気、遮光カーテン、すだれ、打ち水など）
③体調に合わせた対策
・こまめな体温測定（特に体温調節機能が十分でない高齢者、障がいのある方、子ども）
・通気性の良い、吸湿・速乾の衣服着用

・保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる体の冷却
④外出時の注意
・日傘や帽子の着用
・日陰の利用、こまめな休憩
・天気の良い日は昼下がりの外出はできるだけ控える

その3 熱中症が疑われる人をみかけたら、3H（避熱・冷やす・補給）行動！
①涼しい場所へ避難させる
②衣服を脱がせ、身体を冷やす
③水分・塩分を補給する

（自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急隊

（TEL119）を要請しましょう！）

その4 注意していただきたいこと・お願いしたいこと！

①暑さの感じ方は人によって異なります！
②高齢の方は特に注意が必要

戦没者遺児の皆さんへ

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受けて実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として9万円。5年を経過した方（平成19年度以前の参加者）についても2回目の応募をさせていただくことができます。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）まで。

お申込は、各都道府県遺族会へ。
※申込にはそれぞれ締切り

です！

③まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！
④節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようにご注意ください！

がありますので、ご注意ください。

《実施地域》

（広域地域）

- ①旧ソ連
- ②中国（1次）
- ③マリアナ諸島
- ④東部ニューギニア（1次）
- ⑤ボルネオ・マレー半島
- ⑥トラック・パラオ諸島
- ⑦ソロモン諸島
- ⑧フィリピン（1次）
- ⑨ミャンマー・ベトナム（1次）
- ⑩台湾・パシー海峽
- ⑪東部ニューギニア（2次）
- ⑫ミャンマー・インド（2次）
- ⑬フィリピン（2次）
- ⑭中国（2次）

（特定地域）

- ①ピスマーク諸島
- ②西部ニューギニア
- ③マーシャル・ギルバート諸島

井手町役場の時間外窓口および 取次所業務のご案内

井手町では住民の利便とサービスの向上を図るため、時間外窓口および取次所を設置しています。

【時間外窓口による証明書交付】

■申請手続方法「平日の業務時間内に電話予約（Tel82・6164）により申請をしてください」

■証明交付場所「申請者が指定した日時に井手町役場住民福祉課で交付します」

【取次所による証明書交付】

■取次所設置場所「井手町老人福祉センター「賀泉苑」」

■業務時間「平日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで」

■申請手続方法

①「取次所で住民票の写し等請求書等により申請をしてください」

②「平日の午後3時までの申請分については、その日の午後4時〜5時に証明書を交付できます」

③「平日の午後3時以降の申請分については、翌日に証明書を交付できます。ただし、金曜日（平日の最終日）の午後3時以降の申請分については、翌開庁日の正午までに証明書を交付できません」

■時間外窓口・取次所において交付できる証明は次のとおりです

りです

①「住民票の写し」

1通 300円

②「住民票記載事項証明書」

1通 300円

③「印鑑登録証明書」

1通 300円

※本人確認ができる書類の提示が必要になりますのでご注意ください。

※時間外窓口および取次所では、住民票の写し等の即時発行はできませんのでご注意ください。

本人確認ができる

書類の提示のお願い

住民票や戸籍に関する届出または証明書の交付申請を行う場合に、役場窓口に来られた方の本人確認が義務付けられています。

第三者による偽りや不正な請求を防止し、皆さまの個人情報を守るためにご理解とご協力をお願いします。

ご本人の確認には、次のような証明書の提示をお願いします。

「本人確認書類（提示される書類は、有効期間内のものに限ります）」

■1つの書類で確認する場合（いずれか1つの書類を提示ください）

国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類

【例】運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在許可証、みなし外国人登録証明書（平成24年7月9日以降有効なものに限る）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）

■複数の書類で確認する場合
(イ) + (ロ) 又は (イ) + (イ) の複数書類をご提示してください

(ロ) + (ロ) は不可
(イ) とは、公的機関が発行した書類

【例】健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）

(ロ) とは、その他の書類
【例】学生証（写真付き）、法人が発行した身分証明書（写真付き）

■本人確認書類をご提示できない場合は、届出または申請の前に、次の連絡先へお問い合わせください。

お問合わせ先【井手町役場住民福祉課 Tel82・6164】

木造住宅耐震改修の補助を行います

地震に強いまちづくりを推進するため木造住宅耐震改修に要する費用の3/4で90万円を限度に助成します。

＜補助対象＞次の要件すべてに該当する木造住宅。

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。（床面積の2分の1以上を住宅の用途として使用しているもの。）
- ②井手町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成18年井手町告示第24号）に基づいた耐震診断又は建築士による耐震診断を行っていること。
- ③耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上に向上させるもの。
- ④町税等の滞納がない者であること。

＜募集戸数＞1戸（先着順）

＜申込期限＞平成25年12月28日まで

※必要書類など、詳しくは井手町役場建設課（Tel82-6167）までお問い合わせください。

木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内

木造住宅の耐震診断を希望される方に対し、耐震診断士を派遣します。

＜対象＞次の要件すべてに該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に完成しているもの。
- ③簡易耐震診断の診断結果の評点が9点以下であるもの。

＜募集戸数＞2戸（先着順）

＜必要な費用＞3,000円（診断1戸あたりの自己負担）

＜申込期間＞平成26年1月31日まで

※必要書類など、詳しくは井手町役場建設課（Tel82-6167）までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

●被保険者証の更新

平成25年7月31日で「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切れ、平成25年8月から被保険者証は「緑色」に変わります。井手町保健医療課から新たな被保険者証を7月中旬に送付しますので、医療機関等で治療を受けられる方は必ず新しい被保険者証を提示してください。

●保険料について

平成25年度の保険料額決定通知書を、被保険者の皆様あてに7月中旬に送付いたしますので、ご確認ください。

保険料算出方法

所得割額＝課税のもととなる所得金額×所得割率（9.12/100）
均等割額＝46,390円

年間保険料
[55万円を限度]

保険料の軽減措置

- ◆所得割：基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方 ⇒ 5割軽減
- ◆均等割：下表のとおり、世帯（被保険者と世帯主）の所得に応じて軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯
9割軽減	8.5割軽減対象世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない）の世帯の方
8.5割軽減	基礎控除額（33万円）
5割軽減	【基礎控除額（33万円） + 24.5万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】
2割軽減	【基礎控除額（33万円）+ 35万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を含む）】

※制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割はかからず均等割が9割軽減されます。

※災害及びその他の事情により、保険料の納付が困難な場合に、申請により減額・徴収猶予が受けられる場合があります。

保険料の支払い方法

原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は納付書等で納めます。年金から天引きになっている方でも、申請することによって口座振替に変更ができます。

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在「認定証」をお持ちの方は平成25年7月31日で有効期限が切れますが、引き続き低所得者（非課税世帯）と確認が取れた方には新しい「認定証」を送付します。

なお、現在「認定証」をお持ちでない方で非課税世帯に該当される方は申請が必要ですので、保健医療課までお越しください。

申請時に必要なもの・・・後期高齢者医療被保険者証・印鑑

後期高齢者医療制度についての、ご相談・お問い合わせは、
井手町役場 保健医療課 電話 82-6166 まで

住基ネットの運用を開始 ～外国人住民のみなさんへ～

For foreign residents, the Basic Resident Registration Network System will commence operation on July 8, 2013. Furthermore, foreign residents will be eligible to receive a Basic Resident Registration Card.

○ For foreign residents, the Basic Resident Registration Network System will commence operation on July 8, 2013. The Basic Resident Registration Network System is a system that enables nationwide identity verification by putting the Basic Resident Registration (official proof of residence) on a network in order to increase convenience for residents and contribute to rationalized administration of the national and local governments. In accordance with the commencement of operation of the Basic Resident Registration Network System, a Resident Record Code will be entered in the Resident Record of foreign residents and they will be notified of their Resident Record Code by their municipality of residence from July 8, 2013. The Resident Record Code is a random 11 digit number that is essential in performing nationwide identity verification through the Basic Resident Registration Network System. ○ Foreign residents will be eligible to receive the Basic Resident Registration Card at their municipality of residence from July 8, 2013. The Basic Resident Registration Card is a highly secure IC card and the Basic Resident Registration Card with Photo can be used as an official document.

Examples of activities that will become possible from July 8, 2013

- Procedures will be simplified. For example, it will be possible to omit submission of a copy of the Resident Record at some administrative organs.
- It will be possible for copies of the Resident Record to be issued at municipalities other than your municipality of residence. (Note) Presentation of the Basic Resident Registration Card or residence card, etc. will be required.
- Special provisions for Move in Notification will be applied to those who have been issued the Basic Resident Registration Card which will allow them, by making Move out Notification by mail or other method, to appear only one time at the municipality of their new residence to complete the moving procedure.
- Online administrative procedure applications that require an electronic certificate for verification of identification will be possible by storing an electronic certificate on the Basic Resident Registration Card.
- It will be possible for those who have been issued the Basic Resident Registration Card to receive original services provided by municipalities such as issuance of certificates at convenience stores in some municipalities. For foreign residents, the Basic Resident Registration Network System will commence operation on July 8, 2013. Furthermore, foreign residents will be eligible to receive a Basic Resident Registration Card.

外国人住民の方についても、2013年7月8日から、住基ネットの運用が開始されます。また、住基カードの交付を受けることができるようになります。

○2013年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用が開始されます。

住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。

住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

○2013年7月8日から、外国人住民の方もお住まいの市区町村で住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができるようになります。

住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な証明書としても使えます。

2013年7月8日から、できるようになることの例

- 一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化されるようになります。
- お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けること（注）ができるようになります。（注）住基カード又は在留カード等の提示が必要です。
- 住基カードの交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- 住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります。
- 住基カードの交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

※住基ネットに関する詳しい内容につきましては、「住民基本台帳ネットワークシステムのホームページ」をご覧ください。
※住基カードに関する詳しい内容につきましては、「住民基本台帳カード総合情報サイト」をご覧ください。

平成25年度自衛官募集案内 募集種目及び試験期日等

募集種目	受付期間	試験期日	資格
航空学生	8月1日～9月6日 ※1	1次：9月21日 2次：10月12日～17日 3次：11月9日～12月12日	高卒（見込含）21歳未満の者
一般曹候補生	8月1日～9月6日 ※1	1次：9月16・17日 2次：10月5日～11日 ※いずれか1日を指定されます。	18歳以上27歳未満の者
自衛官候補生	男子 年間を通して行っております。 ※1	受付時にお知らせします。 ※2	18歳以上27歳未満の者
	女子 8月1日～9月6日 ※1	9月22日～26日 ※いずれか1日を指定されます。	

（注） ※1：平成26年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、上表にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施します。

※2：平成26年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、原則として平成25年9月16日以降に行います。

*お問い合わせは、自衛隊京都地方協力本部（Tel 075 - 211 - 3471）または、宇治地域事務所（Tel 44 - 7139）まで

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

平成21年6月4日から平成26年3月31日までの間に新築された住宅のうち、一定の基準を満たす認定長期優良住宅については、新たに課税される年度から5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅については7年度分）その住宅にかかる固定資産税額の2分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

- ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ②平成21年6月4日から平成26年3月31日までに新築された住宅
- ③50㎡以上280㎡以下の住宅

※一戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下

※併用住宅については居住の用に供する部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること

○減額期間

家屋の種類	減額期間
3階建以上の耐火構造及び準耐火構造の住宅	新築後7年度分
一般の住宅（上記以外）	新築後5年度分

○適用範囲

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の2分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、新築した年の翌年の1月31日までに、長期優良住宅の普及に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し（様式については京都府建設交通部住宅課計画担当 TEL 075-414-5361までお問い合わせください）を添えて、税務課へ申告してください。

申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

*お問い合わせは、税務課（Tel82-6163）まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に、バリアフリー改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額の3分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件

(1) 次のいずれかの者が居住する平成19年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）

- ①65歳以上の者
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ③障がい者

(2) 次の工事で、補助金等を除く自己負担が50万円超のもの（工事契約日が平成25年3月31日以前の場合は30万円以上）

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

○減額期間…

改修工事が完了した年の翌年度分

工事完了時期	減額期間
平成19年4月1日から平成28年3月31日までの改修	翌年度分

○適用範囲…

対象床面積は1戸あたり100㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が100㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1
1戸あたりの床面積が100㎡を超えるもの	100㎡分の固定資産税額の3分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、改修工事完了後3か月以内に固定資産税減額申告書に必要な事項を記入し、右記の書類を添付のうえ、税務課へ申告してください。

また、改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（省略の場合あり）
- ②改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類
・65歳以上の方の住民票の写し（省略の場合あり）
・介護保険被保険者証の写し
・障がい者手帳又はこれに代わるものの写し
- ③バリアフリー改修工事が行われたことを証する次のいずれかの書類
・工事明細書、改修着工前後の写真、改修工事に要した費用の領収書
・建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関による証明書
- ④補助金等や介護保険からの給付金を受けた場合は、交付又は給付決定書

*お問い合わせは、税務課（Tel82-6163）まで

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額の3分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

(1) 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事により現行の省エネ基準に新たに適合するよう改修工事を行った住宅

①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

(2) 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。）

(3) 改修工事にかかる費用が50万円超のもの（工事契約日が平成25年3月31日以前の場合は30万円以上）

○減額期間…

改修工事が完了した年の翌年度分

工事完了時期	減額期間
平成20年4月1日から平成28年3月31日まで	翌年度分

○適用範囲…

対象床面積は1戸あたり120㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の3分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、改修工事完了後3か月以内に固定資産税減額申告書に必要事項を記入し、右記の書類を添付のうえ、税務課へ申告してください。

また、改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○添付書類

- ・納税義務者の住民票の写し（省略の場合あり）
- ・熱損失防止改修工事証明書（建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの）
- ・改修工事費用の支払いが確認できる領収書の写し
- ・改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の写真（着工前・完了後）

○その他

省エネ改修工事の減額とバリアフリー改修工事の減額は同時にできません。同じ年に住宅熱損失防止（省エネ）改修工事とバリアフリー改修工事をおこなった場合には両方の減額措置が適用され、翌年度の固定資産税から減額できます。

*お問い合わせは、
税務課（Tel82-6163）まで

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額制度について

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額が2分の1に減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

①昭和57年1月1日以前に建てられた住宅（併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の2分の1以上のものに限る）

②平成18年1月1日から27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を施した住宅

③耐震改修にかかる工事費が1戸あたり50万円超のもの（工事契約日が平成25年3月31日以前の場合は30万円以上）

○減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から工事完了時期に応じた期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日から平成21年12月31日までの改修	翌年度から3年度分減額
平成22年1月1日から平成24年12月31日までの改修	翌年度から2年度分減額
平成25年1月1日から平成27年12月31日までの改修	翌年度から1年度分減額

○適用範囲

対象床面積は1戸あたり120㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の2分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書に必要事項を記入し、現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）」、耐震改修工事領収書（写し可）を添付し、耐震改修工事後3か月以内に税務課に申告してください。

また、耐震改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○その他

- ・地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）の発行は、建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人となります。
- ・バリアフリー改修工事及び省エネ改修工事に対する減額と同時に適用を受けることはできません。

*お問い合わせは、税務課（Tel82-6163）まで



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。
センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。
自由に気軽に遊びに来て下さい♪

【所在地】

井手町大字井手小字玉ノ井48-2 (玉川保育園内にあります)

【TEL・FAX】

0774-82-2232

【開いてる日】

月曜日～金曜日(祝日等を除く) 9:30～16:00

親子の広場

*びよびよちゃん広場

対象：妊婦～6カ月くらいの親子

*よちよちちゃん広場

対象：7カ月～1歳半くらいの親子

*とことこちゃん広場

対象：1歳半～就学前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

代表：笹内

活動日：第2・3木曜日

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

代表：平岡

活動日：月2回程度の水曜日

場所：多賀保育園

hughug

対象：2カ月～1歳くらいまで

代表：丸山

活動日：第2週の火曜日

参加費：1回500円



※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会

*第2回子育てサロン

日時：7月26日(金) 午前10時～正午

場所：老人福祉センター玉泉苑

内容：ミニ運動会

くぐって遊ぼう大型トンネル

わなげ、親子DE段ボール電車

参加費：無料

締切：7月19日

申込は社会福祉協議会

Tel82-3499



7月	行事予定 (行事がない日でも毎日遊びにできます♪)		
と	き	内 容	場所・備考
16日(火)	10:30～12:00	小児救命講習	※予約制
17日(水)	10:30～11:30	リフレッシュ講座 「ストレッチ・骨盤体操」	※予約制
18日(木)	10:00～12:00	さんさん会 「プール遊び」	
19日(金)	10:30～12:00	とことこちゃん広場 「水あそび」	
29日(月)	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
8月			
1日(木)	10:00～10:45	多賀保育園見学会 ※予約制	多賀保育園
2日(金)	10:00～10:45	いづみ保育園見学会 ※予約制	いづみ保育園
2日(金)	10:00～12:00	わくわく広場	玉泉苑
6日(火)	10:30～12:00	ベビーマッサージサークル 「* hughug *」	
8日(木)	10:00～10:45	玉川保育園見学会 ※予約制	玉川保育園
9日(金)	10:00～12:00	びよびよちゃん広場 「水あそび」	

※場所の記載のないものは、すべて「子育て支援センター」で行います。
予約が必要な場合は、直接または電話にてお問い合わせ下さい。

一時預かり事業のお知らせ

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために
一時的にお子さんをお預かりする事業です
(有料)

【利用時間】

平日(月～金曜日) 8:30～16:30

土曜日 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター
(Tel82-2232)までお問い合わせ下さい。

第10回井手町人権啓発コンクール

ポスター・標語を募集します

井手町では、人権啓発活動の一環として、第10回井手町人権啓発コンクールを開催し、「人権ポスター」及び「人権標語」を募集します。同和問題をはじめ、女性（ドメスティック・バイオレンス）、子ども（児童虐待）、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人権課題への思いや、一昨年3月に発生した東日本大震災で改めて感じた“命の大切さ”などを、ポスターと標語で表現してください。

応募作品は、今後の人権啓発活動で活用します。みなさん、ふるって応募してください。

- ◇応募資格 井手町在住または在勤の方
- ◇テーマ **人権（命）の大切さを表す内容のもの**
- ◇応募方法 [ポスター]

一人一点とします。四つ切り画用紙（縦・横自由）で着色画材は自由です。
裏面に、名前（ふりがな）、年齢（小中学生の場合は学校名と学年）、住所（町外在住で町内在勤の方は勤務先も）、電話番号を記入してください。

[標語]

一人一点とします。名前（ふりがな）、年齢（小中学生の場合は学校名と学年）、住所（町外在住で町内在勤の方は勤務先も）、電話番号を記入してください。

- ◇提出先 いつみ人権交流センターに直接または郵送で提出してください。
(〒610-0302 井手町井手段ノ下37-1)

※ 標語はFAX(82-4112)でも受け付けます。

- ◇締め切り 2013年9月13日(金)

- ◇その他
 - ・応募作品の著作権及び使用権は主催者に帰属するものとします。
 - ・応募作品は返却しません。
 - ・応募作品についての個人表彰は行いません。
 - ・作品を応募していただいた方には、参加賞を贈ります。(12月頃)

- ◇問合せ先 いつみ人権交流センター (TEL 82-3380)



受給者証等の申請受付日程

地区名	日時	場所
北区 南区	7月24日(水) 午前9時00分～ 午前11時30分	いつみ人権交流 センター
多賀地区	7月25日(木) 午前9時00分～ 午前11時30分	老人福祉センター 賀泉苑
上井手区 田村新田区 石垣区	7月26日(金) 午前9時00分～ 午前11時30分	井手町役場 西庁舎1階
玉水区 水無区 高月区	7月26日(金) 午後1時30分～午 後4時00分	井手町役場 西庁舎1階

福祉医療受給者証等の申請の時期がきました

「福祉医療受給者証」「重度心身障害老人健康管理事業対象者証」の受給者証等の申請時期がきましたので、お知らせします。(該当と思われる方に、申請書等を送付します。)

なお、今回交付する福祉医療受給者証(老人医療)の有効期限は、平成25年8月1日から平成26年3月31日までとなります。

※ お問い合わせは、井手町役場保健医療課(Tel 82・6166)まで。

可愛いペットの写真を募集しています

動物愛護写真コンクール

テーマ「人と動物とのふれあい」
作品の内容「人と動物(哺乳類、鳥類、爬虫類のペットに限る)との愛情あふれた作品」
作品の規格「四ツ切り(254ミリ×305ミリ)。カラー・白黒どちらでも可。(パソコンプリントも可)」

応募資格「京都府内に在住、通勤または通学している人」

募集期間「7月31日(水)まで」
応募方法「作品の裏に応募票を貼り付け郵送または持参」

応募先「京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当、各府保健所、京都府動物愛護管理センターなど」

応募点数「1人2点以内」
応募作品の取扱い等「作品は、未発表のものに限る。応募作品は後日返却。作品の著作権は撮影者にあるが、京都府及び京都市が啓発等のため使用することができる」

審査「京都府及び京都市で審査の上、各賞を決定し、入選者に通知」
知事・市長連名賞「特選(1点)、金賞(2点)、銀賞(2点)、銅賞(6点程度)」

表彰「京都府知事、京都市長連名表彰」
入選者の表彰式及び作品の展示「今年度開催する表彰式で表彰し、入選作品は動物愛護週間事業の会場等に展示」

問合せ「井手町産業環境課(Tel 82・6168)」



万灯呂山展望台の 夜間閉鎖について

万灯呂山展望台は、山城地域一帯が見渡せる観光名所として人気があり、京都府景観資産に登録され、見学に訪れる人が増加しています。

同展望台は、高所にあることから水利もなく、一度火災になれば取り返しのつかないことになるため、展望台には「火気厳禁」の看板を設置し、夏休み期間中は、夜間パトロールを消防団にお願いしています。

しかし、一部のルールを守らない人々による花火やバーベキューなどの行為により、これまで幾度となく消防署や消防団、そして警察までも出動されています。中には、パトロールが終わった後に、花火をする悪質な者までいる始末です。

このような状況のなか、同展望台を適切に管理することは限度があるため、次のとおり夜間を閉鎖しますので、注意下さい。

●夜間の閉鎖期間

7月20日(土)～8月31日(土)

●閉鎖時間

午後5時～午前9時

●但し8月31日までの土・日曜日については午後10時～午前9時

なお、気象状況により、早く閉鎖する場合があります。

※万灯呂山展望台に限らず、谷川ホタル公園などの公園も「火気厳禁」です。

消防署からのお知らせ

- 帰省で家族が集まり、天ぷらや団子揚げ物をする機会が多くなります。調理中にコンロから離れるときは必ず火を消しましょう。
- 火のついたローソク・線香は倒れないよう注意しましょう。また、蚊取り線香は専用の器具で使いましょう。
- 花火をするときは、大人が必ず一緒に付き添いましょう。消火用の水バケツを用意し、注意書きをよく読み正しく使用し、残骸束をきちんと行いましょう。



夏の火災防止運動が実施されます

= 8月1日(木) から 8月7日(水) まで =

この時期は暑さによる不注意や、帰省・行楽で外出する際の火の不始末などが原因で火災が起こりやすくなります。各家庭や地域ぐるみで火災を予防しましょう。

救命講習会開催のお知らせ

日時/8月4日(日) 午前9時～正午
場所/京田辺市消防署井手分署会議室
定員/10名程度
参加費/無料

受付期限/8月3日(土) 午後5時まで

*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (Tel 82-3000) まで

「熱中症に気をつけましょう」

熱中症は予防ができる病気です。部屋の温度をチェックして室温28℃を超えないようにし、こまめに水分を補給しましょう。

脱力感で動けない、意識がない、全身のけいれんなどの症状がある場合はためらわずに救急車を呼びましょう。

サマージャンポ宝くじ&

2000万サマー発売

今年のサマージャンポ宝くじは、

- 1等・前後賞合わせて5億円!
- 1等II 3億円×26本(発売総額780億円・26ユニットの場合)
- 前後賞II 各1億円×52本(発売総額780億円・26ユニットの場合)
- 2000万サマーも同時発売!
- 1等II 2000万円×450本(発売総額270億円・9ユニットの場合)

発売期間 7月10日(水) から 8月2日(金) まで。

抽選日 8月13日(火)

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

第2回プレミアム商品券を発売 井手町商工会

販売日 7月26日(金) 午前10時より、1セット6000円分を5000円にてプレミアム商品券を販売します。(総額3000万円)

*お一人様5万円(10セット)限り
先着にて

使用期限 平成25年7月26日～平成26年1月25日まで

販売場所 井手町商工会館及び西部公民館

○使用期限以外は、1回目の販売方法とまったく同じです。但し商品券の色は変わります。

○今回も京都府と井手町からの補助金により実現しました。

*問合せは、井手町商工会 (Tel 82-4073) へ。

講座・教室

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》
日時/7月12日(金)・26日(金)

8月9日(金)
午後1時半～3時

持ち物/運動できる服装・上履き
《大正琴》

日時/7月12日(金)・26日(金)
8月9日(金)

午前10時～正午
持ち物／大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時／7月23日(火)

午後1時半～3時半

《人権学習》

日時／7月26日(金)

午前11時半～12時

午後3時半～3時半

場所／いづみ人権交流センター

*各教室の材料費等は自己負担となります。

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【健康教室】

日時／7月25日(木)

午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【山吹ふれあいセンター天文台】

日時／7月24日(水)【雨天の場合26日(金)】・8月7日(水)【雨天の場合9日(金)】

午後8時～9時半

場所／山吹ふれあいセンター

申し込みは不要です

雨天曇天の場合は中止します

夜間の開催になりますので、お子様だけの参加は遠慮ください

*お問い合わせは、社会教育課 (Tel 82・5700) まで

【生き生きふれあいサロン(お楽しみゲーム)】

日時／7月17日(水)

午後1時半～

場所／玉泉苑

対象／65歳以上の方および障害のある方

る方

*事前申込が必要です

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

【親子で楽しむ紙しばい】

日時／7月13日(土)

午後1時半～

場所／山吹ふれあいセンター図書館

*お問い合わせは、井手町図書館 (Tel 82・5700) まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／8月1日(木)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

日時／8月8日(木)

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

子育て

【子育てサロン】

日時／7月26日(金) 午前10時～正午

場所／玉泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで。

【乳幼児健康診査】

《乳児健診》

日時／8月5日(月)

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／7月22日(月)

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／8月5日(月)

午後1時～4時

場所／玉泉苑

【無料法律相談】

日時／7月22日(月)

午後2時～4時

場所／玉泉苑

*心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。

*無料法律相談は予約制とします

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／8月7日(水)

受付／午前9時半～10時半

場所／保健センター

《遊園の広場》

日時／8月7日(水)

受付／午前9時半～11時

場所／玉泉苑

対象／H25・3・5からH25・5・6生まれ

*お問い合わせは、保健センター (Tel 82・3385) まで。

場所／保健センター

《発達相談》

日時／7月25日(木)

受付／完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問い合わせください。

場所／保健センター

*お問い合わせは、保健センター (Tel 82・3385) まで

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／7月23日(火)・8月6日(火)

午前10時半～午後2時

場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで。

【障がい者相談】

日時／7月23日(火)

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*お問い合わせは、高齢福祉課 (Tel 82・6165) まで

8月は電気使用安全月間です

水に濡れた電気機器等にご注意を!



経済産業省 主唱

一般財団法人 関西電気保安協会

7月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時

10月～3月 午前10時～午後5時

☆7月・8月の休館日

7月1・8・16・22・25・29日

8月5・12・19・26・29日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 7月

一般書

「天佑なり 上・下」

「ソウルメイト」

「オール・クリア2」 コニー・ウイリス

「世木一族」

「私が愛した高山本線」

「わかりやすい借地」

「くうたら農法野菜づくり成功のコツ」

児童書

「はいチーズ」

「江戸の子どもちよんまげのひみつ」

「たなばたさまきりぎりす」

長野ヒナ子

「アサギをよぶ声」

森川成美

「さようなら、まほうの国！」

藤真知子

7月・8月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

7月13日(土) 8月10日(土) 午

後1時半

《平和展・戦争の記憶展》

8月1日(木)～9日(金) 図書

館・展示コーナー

《南山城水害60年・「記憶をつなぐ」

紙芝居をつくろう!》

8月11日(日) 「紙芝居」表彰式及

び披露

8月18日(日) まで展示

図書館及び山吹ふれあいセンター

展示ホール

《夏休み工作教室》

8月23日(金) 午後1時半

山吹ふれあいセンター・集会室

岳飛伝 五 紅星の章
北方 謙三

激突した南宋軍と金軍。岳飛は漢族の領土奪回に燃え、兀朮は別働隊を活かす全面勝利を狙う。一方、梁山泊にも変化が訪れ…。『小説すばる』連載を単行本化。

手取りが減った人のお金のルール

氏家 祥美

給与カット、社会保険料の負担増…。「手取り」が減るなか、住宅ローンや教育費で家計破たんしないためにできることは? 無理せず楽しく家計を守る方法をマンガを交えて解説します。

ぞうさんがびっくり
すまいるママ

ぞうさんが、蜂にびっくり! ふたさんが、鏡を見てうっとり! らいおんさんが、たてがみを短くしてさっぱり! フェルトと布のはぎれを使った絵がかわいい、ことばあそびの絵本。

しあわせなら名探偵

杉山 亮

消えたロックシンガー捜し、墓場まで乗っては消えるタクシー客の謎、ミス・ラビットとの対決…。探偵・ミルキー杉山といっしょに謎解きを楽しみ、犯人を当てよう! 事件簿4話を収録。

国民年金Q&A

Q・国民年金保険料の納付が困難なときはどうすればいいですか。

A・経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額が付きまします。一部免除をされた期間については、免除された額の残りの額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、その他にも添付していただく書類が必要な場合もあります。

納付が困難なときでも未納のままにせず、前記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので活用してください。

ごみ収集日程表(7月11日～8月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は透明・半透明の袋に入れて出してください。
★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙(その他の紙類)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北水無	区 区 区	火・金曜日	8月1日	7月25日	7月11日 8月8日	7月18日	7月16日 7月30日	水曜日
玉石高	水垣月 区 区 区	月・木曜日	8月2日	7月26日	7月11日 8月8日	7月19日	7月23日 8月6日	水曜日
上井手	区	火・金曜日	7月11日 8月8日	7月25日	8月1日	7月18日	7月24日 8月7日	水曜日
多賀全	区	火・金曜日	7月11日 8月8日	7月25日	8月1日	7月18日	7月17日 7月31日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
7月19日 8月9日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
7月22日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
7月23日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
7月24日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
7月25日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
7月26日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、洪川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
7月29日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方

(燃やすごみ)

出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする(大切です)
 - 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
 - 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
 - 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる(一度に出すのは2~3束まで)
 - たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くずなど
 - 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください
- ※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります

おめでとうございます



(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
井手	中谷 翔太郎	伸也
多賀	鈴木 奨三	裕之
井手	藤波 虎人	蔵人



(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
井手	中坊 剛	石田 真澄

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	0774-82-3380
いづみ人権交流センター	0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001



発行：京都府綴喜郡井手町役場
 編集：企画財政課
 井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>
 E-mail：info@town.ide.kyoto.jp



まちのカレンダー

(7月11日～8月10日)

住民カレンダー		
月日	曜	行事
7/11	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) パソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
12	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
13	土	IDEゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
14	日	夏季軟式野球大会(井手町住民グラウンド)
15	月	
16	火	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) トールペイント教室(午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
17	水	生き生きふれあいサロン【お楽しみゲーム】(午後1時半～、玉泉苑)
18	木	パソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
19	金	
20	土	IDEゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
21	日	参議院議員通常選挙(午前7時～午後8時、各投票所)
22	月	B C G 予防接種(午後2時～2時45分、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
23	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
24	水	天文台公開(午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)《予備日7月26日(金)》
25	木	発達相談(完全予約制、ご希望の方は保健センターまでお申し込みください、保健センター) 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) パソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
26	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
27	土	IDEゆうゆうアドベンチャー(午前9時半～、町内)
28	日	IDEゆうゆう水泳教室(午前9時半～、多賀小学校)
29	月	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
30	火	トールペイント教室(午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
31	水	献血(午前10時～11時半・午後1時～3時、保健センター)
8/1	木	無火災デー防火パレード 木工教室(午前9時半～、井手小学校) 山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑) パソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
2	金	わくわく広場(午前10時～正午、玉泉苑)
3	土	IDEゆうゆう水泳教室(午前9時半～、多賀小学校)
4	日	IDEゆうゆう水泳教室(午前9時半～、井手小学校)
5	月	木工教室(午前9時半～、多賀小学校) 乳児健診(午後1時～1時半、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
6	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター)
7	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場(午前9時半～11時、保健センター) 天文台公開(午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)《予備日8月9日(金)》
8	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) パソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
9	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
10	土	IDEゆうゆう水泳教室(午前9時半～、井手小学校) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)